

旭川市水道局物品購入等指名委員会設置要綱

(目的)

第1条 旭川市水道局が行う物品の売買、製造の請負、賃貸借及び委託（測量委託並びに工事に係る調査及び設計委託を除く。以下「物品購入等」という。）の入札参加に必要な資格の決定、競争入札参加者及び見積書徴収業者の選定に公正を期することを目的として、旭川市水道局物品購入等指名委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、次に掲げる職にある者で構成する。

- (1) 旭川市水道事業管理者（以下「管理者」という。）
- (2) 上下水道部長
- (3) 経営企画課長
- (4) サービス課長
- (5) 水道施設課長
- (6) 下水道施設課長
- (7) 浄水課長
- (8) 下水処理センター所長
- (9) 工事検査担当課長

2 管理者は、前項各号に掲げる者のほか、臨時に委員を任命することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、管理者は、必要があると認めるときは、委員の任を免ずるものとする。

(委員長の設置)

第3条 委員会に委員長を置く。委員長は管理者をもって充てる。

2 委員長不在のときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代行する。

(委員長の職務)

第4条 委員長は会議を招集し、これを主宰する。

(会議)

第5条 会議は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席委員の3分の2以上の賛成で決定する。

2 委員長は、緊急やむを得ない事情等により、会議を開催できない場合には、書類の持回りの方法により、各委員の表決を求めることができる。この場合は表決に参加した者を出席者とみなす。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

4 会議は公開しない。

(委員会の審議事項)

第6条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 一件の積算金額（単価の場合は予定数量を乗じて得た額）が、300 万円以上の物品の売買、製造の請負に係る一般競争入札の参加資格及び資格審査に関する事項。
- (2) 一件の積算金額（単価の場合は予定数量を乗じて得た額）が、300 万円以上の物品の売買・製造の請負に係る指名競争入札又は随意契約の適否及び指名競争入札に参加する者又は見積書徴収業者の選定に関する事項。
- (3) 一件の積算金額（単価の場合は予定数量を乗じて得た額）が、200 万円以上の委託・賃貸借契約に係る一般競争入札の参加資格及び資格審査に関する事項。なお、200 万円未満の場合にあっては委員長があらかじめ指名した委員によって行うことができる。
- (4) 一件の積算金額（単価の場合は予定数量を乗じて得た額）が、200 万円以上の委託・賃貸借契約に係る指名競争入札又は随意契約（一者特命による随意契約を除く。）の適否及び指名競争入札に参加する者又は見積書徴収業者の選定に関する事項。なお、200 万円未満の場合にあっては委員長があらかじめ指名した委員によって行うことができる。
- (5) 一件の積算金額（単価の場合は予定数量を乗じて得た額）が、50 万円を超える委託契約及び40 万円を超える賃貸借契約で一者特命の方法により（地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号、第 6 号又は第 7 号を適用するものに限る。）契約を締結をしようとする場合における場合の適否
- (6) 第 1 号及び第 3 号に規定する一般競争入札の資格審査については、委員長があらかじめ指名した委員によって行うことができる。ただし、事後審査型一般競争入札（郵送方式）の競争入札参加者の資格審査は入札執行者によって行うこととする。
- (7) 旭川市水道局物品購入等事務取扱要領の作成に関する事項
- (8) 旭川市水道局物品購入等競争入札参加資格審査基準の作成、当該資格審査及び格付けに関する事項
- (9) 指名停止等の措置に関する事項
- (10) 管理者から付託された事項、その他旭川市水道局物品購入等競争入札参加資格者に関する重要な事項
- (11) その他委員会において必要と認めた事項

（委員会の庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、賃貸借については総務課総務係、それ以外については経営企画課契約係において行うものとし次の事務を行う。

- (1) 委員会開催の通知
- (2) 審議案の作成
- (3) 会議の記録
- (4) 前各号の他、委員長の必要と認める事項

（その他）

第 8 条 管理者は、この要綱の実施に関して必要があると認めたときは、別に定めることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日の物品購入等に係る指名から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月29日から施行し、履行期間の初日が平成21年4月1日以後の日である契約から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行し、施行日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。